

医師・看護師・介護職員的大幅増員を 日本医労連増員闘争ニュース

第34号

2009年3月6日

日本医労連増員闘争本部

TEL:03-5806-2321

FAX:03-5806-2322

介護職員等の処遇改善と人材確保を 全国老人保健協会に要請

老健協会～介護報酬20%の引き上げと4万円の賃上げを要求

～抜本的な介護報酬の改定が必要、社会保障政策の大転換を

日本医労連は、2月26日、全国老人保健施設協会を訪問し、「介護職員等の処遇改善と人材確保についての要請」を行ないました。



訪問した田中千恵子委員長は、介護人材の確保問題で、介護労働者の賃金と労働条件等の処遇改善は最大の課題と強調。老人保健施設で働く介護労働者の「2万円の賃金引き上げ」、短時間雇用・非正規雇用労働者にも同様の引き上げの実施、および、今回の介護報酬改定が処遇改善には引き上げ幅が小さすぎるなどの問題があり、確実に処遇改善に結びつくように国に対して要望をあげて

いただくよう要請しました。

老人保健施設協会からは、内藤圭之常務理事、三根浩一郎常務理事が対応。常務理事は、協会が3300施設、30万人の入所者を抱えており、抜本的な介護報酬の改定が必要であること、国の社会保障政策の大転換が求められていることを強く主張。国に対して、介護報酬20%の引き上げ、4万円の賃上げ要求をしていることを明らかにしました。

さらに「今回の介護報酬改定は、老人保健施設にはあまり効果がなく大変きびしいが、現場の職員に働き続けてもらうためには、賃金の引き上げが必要と、各施設に通知している」ことを述べられました。内藤常務理事は、「自分の経営する施設では、職員に役職をつけ、手当てをつけることを考えている」と付け加えました。

今後、介護報酬の引上げ、介護職員の処遇改善等について、共同して取り組めることがあればぜひ検討したいと、今後も引き続き懇談していくことを確認しました。